

のびのび自由な選挙を!

選挙中に自由にできる活動

7月に参議院選挙がおこなわれます。多くの方が自信を持って活動できるよう、のびのびと選挙・政治活動すすめるための心得を紹介します。

●電話での投票依頼、街角・職場で会った人に投票を訴える「個々面接」は自由です

選挙中(公示日～投票日前日)、電話で投票依頼をおこなうことは自由にできます。

職場やたまたま街角で会った人に、投票をお願いすること(個々面接)も自由です。

ただし、公選法は、各戸を回って投票を依頼すること(戸別訪問)を禁止しています(これ自体不当で、欧米では戸別訪問こそが選挙運動の中心です)。



●インターネットをおおいに活用しよう

選挙中は、自分のホームページ(HP)やブログ、SNSなどのウェブサイト(電子メールは除く)で、支持する政党・候補者についての氏名、写真、政策などを掲載し、「〇△さんに一票を入れて」など投票を呼びかけること(選挙運動)が自由にできます。

なお、選挙前は「〇△さんに一票を」など投票依頼をすることはできません。ただし、政党の政策などを知らせることは自由です。

また、有権者は「電子メール」での「選挙運動」はできませんが、自分の支持する政党の政策を送信することは自由にできます。

ネットで行える選挙運動

	候補者・政党	一般有権者
HP・ブログ	○	○
f X SNS	○	○
電子メール	△(※)	×

※候補者・政党も電子メールの送信には相手の事前の同意が必要です。

●法定ビラ、政策ビラ等は自由に配れます

参院選では、法定ビラの全戸配布、街頭での配布、郵送など自由にできます。また、選挙中であっても、政党機関紙の政策号外や政策パンフレットは従来通り全戸配布、街頭での配布ができます。

*公選法で認められた候補者ビラやマニフェストパンフなどは配布方法が限定されているため、政党や関係団体の指示に従い配布してください。

●選挙のときこそ要求を訴えよう—労働組合・市民団体の要求宣伝は自由

選挙のときこそ、労働組合や市民団体の要求を訴える絶好の機会です。

労組・市民団体は、公選法で活動が規制される「政治活動をおこなう団体」には当たりません。従って、「憲法改悪反対」「大幅な賃上げを」「消費税減税を」といった要求を掲げた宣伝行動や集会などは、選挙中も自由にできます。ポスターやビラ、パンフの配布、宣伝カーやハンドマイクを使った宣伝、署名活動も自由です。おおいに取り組みましょう。

ただしその際、特定の候補者への投票を呼びかけること(選挙運動)はできません。

